

平成23年

茅ヶ崎市農業委員会総会議事録

平成23年 8月26日（金）

平成23年第9回茅ヶ崎市農業委員会総会議事録

平成23年8月26日（金）午後2時00分

茅ヶ崎市役所分庁舎 特別会議室

○ 議事日程

- 第1 議案第56号 農地法第3条の規定による許可申請について（農業委員会許可）
- 第2 議案第57号 特定農地貸付承認申請について
- 第3 議案第58号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について
- 第4 議案第59号 引き続き農業経営を行っている旨の証明願について
- 第5 報告題18号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の専決処分  
の報告について
- 第6 報告題19号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の専決処分  
の報告について

出席委員

1 番	新倉	正行	君	11 番	松島	幹子	君
<del>2 番</del>	<del>石坂</del>	<del>澄雄</del>	<del>君</del>	12 番	沼上	勇	君
3 番	小川	政夫	君	13 番	高橋	正治	君
<del>4 番</del>	<del>内藤</del>	<del>德行</del>	<del>君</del>	14 番	阿諏訪	俊男	君
5 番	新倉	弘保	君	<del>15 番</del>	<del>白川</del>	<del>静子</del>	<del>君</del>
6 番	三堀	政行	君	16 番	伊藤	素明	君
7 番	高橋	昭弘	君	17 番	秋津	昭司	君
8 番	石井	邦男	君	18 番	嶋村	義明	君
9 番	和田	清	君	19 番	鈴木	勝美	君
10 番	岡	正司	君	20 番	遠藤	信行	君

欠席委員

2 番	石坂	澄雄	君	15 番	白川	静子	君
4 番	内藤	德行	君				

事務局職員出席者

事務局長	青木修司君	主幹	内田晃彰君
主査	大澤弘子君		

速記員出席者

(株)澤速記事務所 速記士 阿部幸代

午後 1 時55分開会

○議長（新倉弘保君） それでは、お時間はちょっと早いんですけども、きょうご出席予定の方がすべてお見えになっておりますので、始めさせていただいてよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（新倉弘保君） それでは一言。皆さん、改めまして、こんにちは。こちらに来るときに感じられたと思いますけれども、立秋を過ぎてもまだまだ暑い日、暦の上では秋ですけれども、昔から今ごろが一番暑いということで、もうしばらく我慢しなければいけないのかなと思っています。また、この暑い中をきのうの各部会でご説明があったと思いますけれども、農地の現地調査ということでご依頼が、それぞれの農業委員の役になっておりますので、なるべく早めにとということで事務局のほうもお願いされていると思いますので、皆さん大変でしょうが、よろしくお願ひします。それでは、始めさせていただきます。

それでは、ただいまより平成23年第9回茅ヶ崎市農業委員会総会を開催いたします。

なお、内藤委員、白川委員及び石坂委員より欠席届が提出されております。また、選挙による委員1名が欠員となっております。よって、当総会は、委員定数21名のうち17名の委員が出席されておりますので、農業委員会等に関する法律第21条第3項の規定により成立していることをご報告申し上げます。

最初に、議事録署名人をご指名申し上げます。1番新倉正行委員、3番小川委員、以上のご両名によりよろしくお願い申し上げます。

それでは、議事日程に従い、順次審議をお願いします。

○議長（新倉弘保君） 日程第1議案第56号農地法第3条の規定による許可申請について（農業委員会許可）を上程いたします。

14番阿諏訪委員より、議案の説明及び現地調査結果の報告をお願いします。

○14番（阿諏訪俊男君） 議案第56号農地法第3条の規定による許可申請について、議案の説明及び現地調査結果をご報告いたします。

～議案を朗読し内容を説明。

農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（新倉弘保君） ありがとうございます。

次に、事務局より補足説明はございますか。

○主幹（内田晃彰君） 当該地につきましては市街化区域でございます。市街化区域につきましても、農地法の3条については許可案件ということになってございます。4条、5条の場合は市街化区域は届出で済みますけれども、3条の場合については許可案件です。特別な場合、例えば農業生産法人が農地を買い受けるという場合には、3条であっても届出で済むということになってございます。

○議長（新倉弘保君） ありがとうございます。

では、これより質疑に入ります。ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（新倉弘保君） なしと認め、討論に移ります。ご意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（新倉弘保君） ご意見なしと認め、採決をいたします。議案第56号農地法第3条の規定による許可申請について（農業委員会許可）は、報告のとおり許可することに決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（新倉弘保君） ご異議なしと認め、さよう決定をいたします。

日程第2議案第57号特定農地貸付承認申請についてを上程いたします。

3番小川委員より、議案の説明及び現地調査結果の報告をお願いします。

○3番（小川政夫君） 議案第57号特定農地貸付承認申請について、議案の説明及び現地調査結果をご報告いたします。

本案は、特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条第1項の規定に基づくものであり、この法律に基づき承認を受けた者が当該承認に係る農地を特定農地貸付の用に供するため、所有権や使用収益を目的とした権利を取得する場合、及び権利を設定する場合は、農地法第3条の許可を要しないものでございます。

本案件は、地権者みずからが家庭菜園として区画貸しをするということで承認申請されたものです。本年8月18日に、担当委員1名、事務局2名で現地調査をいたしました。

～議案を朗読し内容を説明。

以上、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（新倉弘保君） ありがとうございます。

次に、事務局より補足説明はございますか。

○主幹（内田晃彰君） 農作業の便宜を図るために通路部分を若干広めにとらせていただ

いておりますので、通路等の面積が422平米ということになってございます。

○議長（新倉弘保君） では、これより質疑に入ります。ご質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新倉弘保君） なしと認め、討論に移ります。ご意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（新倉弘保君） ご意見なしと認め、採決をいたします。議案第57号特定農地貸付承認申請については報告のとおり承認することに決定するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（新倉弘保君） ご異議なしと認め、さよう決定をいたします。

○議長（新倉弘保君） 日程第3議案第58号相続税の納税猶予に関する適格者証明願についてを上程いたします。

14番阿諏訪委員より、議案の説明及び現地調査結果の報告をお願いします。

○14番（阿諏訪俊男君） 議案第58号相続税の納税猶予に関する適格者証明願について、議案の説明及び現地調査結果をご報告いたします。

～議案を朗読し内容を説明。

以上、農業経営されていると確認をいたしました。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（新倉弘保君） ありがとうございます。

次に、事務局より補足説明はございますか。

○主幹（内田晃彰君） 相続税の納税猶予に関する適格者証明願につきましては、市街化区域の場合には生産緑地の場所だけを指定することができることになっております。生産緑地のない例えば寒川町の市街化区域については全部指定することはできるんですけども、茅ヶ崎市の場合は生産緑地法が適用されておりますので、相続税の納税猶予をかける場合、市街化区域の場合ですけれども、生産緑地のみということになってございます。

○議長（新倉弘保君） では、これより質疑に入ります。ご質疑ございませんか。

○9番（和田 清君） 地番の741の2023平米のうちの2007平米ということで、この差の16平米はどのような現状になっているのかお聞きいたします。

○主幹（内田晃彰君） 大体16平米、この場所につきましては、ため池と井戸が畑の中にあるということで、これに関してはあらかじめ申請者が税務署と相談をしまして、税務署は、そこは外してくれ、純粋な農地、畑あるいは田んぼのところのみにしていただきたい

ということで、ここの16平米は除いてございます。

○議長（新倉弘保君） よろしいでしょうか。

○9番（和田 清君） はい、結構です。

○議長（新倉弘保君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（新倉弘保君） なしと認め、討論に移ります。ご意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（新倉弘保君） ご意見なしと認め、採決をいたします。議案第58号相続税の納税猶予に関する適格者証明願について、報告のとおり証明することに決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（新倉弘保君） ご異議なしと認め、さよう決定いたします。

○議長（新倉弘保君） 日程第4議案第59号引き続き農業経営を行っている旨の証明願についてを上程いたします。

なお、質疑は1番案件から5番案件までの報告後、一括して行います。

1番案件及び2番案件について、3番小川委員より、議案の説明及び現地調査結果の報告をお願いします。

○3番（小川政夫君） 議案第59号引き続き農業経営を行っている旨の証明願についてのうち1番案件及び2番案件について、議案の説明及び現地調査結果をご報告いたします。

本案は、相続税の納税猶予を受けている者が納税猶予を継続したい旨の届出を税務署に提出する際、農業経営を行っていることの証明を添付することになっているため証明願が提出されたものでございます。

～議案を朗読し内容を説明。

以上、農業経営がなされていることを確認いたしました。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（新倉弘保君） ありがとうございます。

次に、3番案件及び4番案件について、14番阿諏訪委員、お願いします。

○14番（阿諏訪俊男君） 議案第59号引き続き農業経営を行っている旨の証明願についてのうち3番案件及び4番案件について、議案の説明及び現地調査結果をご報告いたします。

～議案を朗読し内容を説明。

以上、両案件とも農業経営されていると確認いたしました。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（新倉弘保君） ご苦労さまです。

引き続きまして、5番案件について、7番高橋昭弘委員、お願いいたします。

○7番（高橋昭弘君） 議案第59号引き続き農業経営を行っている旨の証明願についてのうち5番案件について、議案の説明及び現地調査結果をご報告いたします。

～議案を朗読し内容を説明。

以上、農業経営がなされていることを確認いたしました。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（新倉弘保君） ありがとうございます。

次に、事務局より補足説明はございますか。

○主幹（内田晃彰君） この相続税納税猶予制度ですけれども、これは昭和50年1月1日の相続発生から適用されたものでございます。引き続き農業経営を行っている旨の証明願は3年に1回発行することになっているんですけれども、これがいつからかという質問をきのういただきました。

事務局のほうで調べましたところ、一部担保、いわゆる農地の一部について担保を提供している場合には、この創設当時から適用されているというところでございます。平成4年4月1日から平成17年3月31日、これはいわゆる生産緑地法が平成4年4月1日から施行されたわけなんですけれども、この間につきましては全部担保、いわゆる生産緑地を含んだ農地を担保に提供している場合には、この3年ごとの証明願が必要だということでございます。それから、平成17年の4月1日以降は、もうこれは一部担保も全部担保も関係なしで、すべて、相続税の納税猶予を適用した場合には3年ごとの証明が必要だということでございます。

○議長（新倉弘保君） では、これより質疑に入ります。ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（新倉弘保君） なしと認め、討論に移ります。ご意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（新倉弘保君） ご意見なしと認め、採決をいたします。議案第59号引き続き農業経営を行っている旨の証明願については、報告のとおり証明することに決定するにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(新倉弘保君) ご異議なしと認め、さよう決定をいたします。

○議長(新倉弘保君) 日程第5報告第18号農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の専決処分の報告についてを上程いたします。

事務局より報告をお願いします。

○主幹(内田晃彰君) 報告第18号農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の専決処分の報告についてご説明申し上げます。

茅ヶ崎・松林地区は8ページ1番案件から4番案件までで、転用目的は共同住宅敷地及び住宅敷地でございます。鶴嶺地区は8ページ5番案件から7番案件までで、転用目的は、駐車場敷地及び住宅敷地でございます。これらの案件は、いずれも届出に必要な書類が完備されておりましたので、茅ヶ崎市農業委員会規程第18条により事務局長において専決処分したものでございます。なお、受理通知書につきましては既に届出者に交付いたしております。

以上、ご報告申し上げます。

○議長(新倉弘保君) 事務局の報告が終わりましたが、これに対するご質疑をお伺いいたします。ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(新倉弘保君) ご質疑がないようですので、報告第18号農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の専決処分の報告についてを終わります。

○議長(新倉弘保君) 日程第6報告第19号農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の専決処分の報告についてを上程いたします。

事務局より報告をお願いします。

○主幹(内田晃彰君) 報告第19号農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の専決処分の報告についてご説明申し上げます。

茅ヶ崎・松林地区は9ページ1番案件から11ページ15番案件までで、転用目的は住宅敷地、道路敷地及び駐車場敷地でございます。権利関係は所有権移転でございます。鶴嶺地区は11ページ16番案件から22番案件までで、転用目的は道路敷地、住宅敷地及び駐車場敷地でございます。権利関係はいずれも所有権移転でございます。これらの案件は、いずれも届出に必要な書類が完備されておりましたので、茅ヶ崎市農業委員会規程第18条により事務局長において専決処分したものでございます。なお、受理通知書につきましては、既

に届出者に交付いたしております。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（新倉弘保君） 事務局の報告が終わりましたが、これに対するご質疑をお伺いいたします。ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（新倉弘保君） ご質疑がないようですので、報告第19号農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の専決処分の報告についてを終わります。

以上で本日の審議並びに報告事項はすべて終了しました。慎重審議をいただき、厚く御礼申し上げます。それでは、以上をもちまして第9回茅ヶ崎市農業委員会総会を閉会いたします。ご苦労さまでした。

午後2時25分閉会

ここに会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため署名する。

議 長

委 員

委 員